

定 款

東 亜 デ ィ ー ケ ー ケ ー 株 式 会 社

制定  
変更

昭和 1 9 年 9 月 1 9 日  
昭和 2 1 年 1 0 月 2 2 日  
昭和 2 2 年 1 0 月 1 3 日  
昭和 2 3 年 4 月 2 0 日  
昭和 2 3 年 1 0 月 1 8 日  
昭和 2 5 年 3 月 2 0 日  
昭和 2 6 年 1 1 月 1 日  
昭和 2 8 年 1 0 月 2 2 日  
昭和 2 9 年 2 月 1 8 日  
昭和 2 9 年 1 0 月 3 0 日  
昭和 3 2 年 7 月 2 6 日  
昭和 3 4 年 1 0 月 2 4 日  
昭和 3 6 年 1 0 月 2 5 日  
昭和 3 7 年 1 0 月 3 0 日  
昭和 3 8 年 1 0 月 3 0 日  
昭和 4 0 年 1 0 月 2 9 日  
昭和 4 2 年 1 0 月 3 0 日  
昭和 4 8 年 1 0 月 3 0 日  
昭和 5 0 年 1 0 月 3 0 日  
昭和 5 4 年 1 1 月 3 0 日  
昭和 5 7 年 1 1 月 3 0 日  
昭和 6 2 年 1 1 月 2 7 日  
平成 2 年 6 月 2 8 日  
平成 3 年 6 月 2 7 日  
平成 6 年 6 月 2 9 日  
平成 1 0 年 6 月 2 6 日  
平成 1 2 年 1 0 月 1 日  
平成 1 4 年 6 月 2 7 日  
平成 1 5 年 6 月 2 7 日  
平成 1 6 年 6 月 2 9 日  
平成 1 7 年 6 月 2 9 日  
平成 1 8 年 6 月 2 9 日  
平成 2 1 年 6 月 2 6 日  
平成 2 2 年 1 月 6 日  
平成 2 4 年 4 月 2 6 日  
平成 2 6 年 6 月 2 6 日  
平成 2 8 年 6 月 2 8 日  
2 0 1 9 年 6 月 2 7 日  
2 0 2 2 年 6 月 2 8 日

# 東亜ディーケーケー株式会社定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商号)

当社は、東亜ディーケーケー株式会社と称し、その英文は、DKK-TOA CORPORATIONとする。

### 第 2 条 (目的)

当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 分析機器の製造、販売
- (2) 工業用計測器の製造、販売
- (3) 環境計測器の製造、販売
- (4) 電気計測器の製造、販売
- (5) 医療用計測器の製造、販売
- (6) その他の計量器、測定器および分析機器の製造、販売
- (7) 毒物、劇物および試薬類の製造、販売
- (8) 計装工事、電気工事、電気通信工事およびこれに関連する諸工事の請負
- (9) 不動産賃貸業
- (10) 総合リース業
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

### 第 6 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### 第9条（単元未満株式の売渡請求）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第10条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

#### 第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

#### 第12条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 18 条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 19 条（員数）

当会社の取締役は、12 名以内とする。

#### 第 20 条（選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 21 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第 22 条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

#### 第 23 条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名、取締役会長および取締役副会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

#### 第 24 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 26 条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

#### 第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 29 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 30 条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 31 条（監査役および監査役会の設置）

当社は、監査役および監査役会を置く。

#### 第 32 条（員数）

当社の監査役は、4 名以内とする。

#### 第 33 条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 34 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 35 条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 第 36 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 37 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第 38 条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

#### 第 39 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第 40 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 41 条（監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

#### 第 42 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

#### 第 43 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 44 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 45 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

#### 第 46 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 47 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

#### 第 48 条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

#### （附則）

1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。